



函館市告示第 2 2 9 号

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき，令和 6 年 1 月 1 9 日付け函館市告示第 1 9 号において別途告示で定めることとされている期日のうち，下記に掲げる地域に住所，居所または主たる事務所もしくは事業所を有する者に係るもので，その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 0 日までの間に到来するものについては令和 6 年 7 月 3 1 日とする。ただし，個人の市民税（普通徴収に係るものに限る。）ならびに固定資産税および都市計画税の納期限については次のとおりとする。

令和 6 年 6 月 2 4 日

函館市長 大 泉 潤



1 地域

都道府県名	地域
富山県	富山県
石川県	金沢市，小松市，加賀市，羽咋市，かほく市，白山市，能美市，野々市市，能美郡川北町，河北郡津幡町，河北郡内灘町，羽咋郡宝達志水町，鹿島郡中能登町

2 個人の市民税ならびに固定資産税および都市計画税に係る納期限

(1) 個人の市民税

令和 5 年度（2 0 2 3 年度）	第 4 期	令和 6 年	7 月 3 1 日
令和 6 年度（2 0 2 4 年度）	第 1 期	令和 6 年	9 月 2 日
	第 2 期	令和 6 年	9 月 3 0 日
	第 3 期	令和 6 年	1 0 月 3 1 日
	第 4 期	令和 7 年	1 月 3 1 日

(2) 固定資産税および都市計画税

令和6年度(2024年度)	第1期	令和6年	7月31日
	第2期	令和6年	9月2日
	第3期	令和6年	9月30日
	第4期	令和6年	12月25日